

接触確認アプリに関する有識者検討会合 運営要領

接触確認アプリに関する有識者検討会合（以下「検討会合」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 検討会合において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、資料に情報公開法（平成 11 年法律第 42 号）に定められる不開示事由に該当する情報が含まれる等の事情がある場合には、事務局が座長の了解の下、会議資料の一部または全部を非公開とすること、又は会議資料に代えてその概要版を公開することができる。
2. 検討会合終了後、事務局が必要と認める場合はブリーフィングを行い、議事内容を説明するものとする。検討会合での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏せるものとする。
3. 検討会合の議事概要を公表する。
4. この運営要領に定めるもののほか、検討会合の運営に関し必要な事項は、座長が事務局と相談の上定める。